



# 秋田県公報

目次	ページ
監査委員告示	
秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(二)	1

## 監査委員告示

### 監査委員告示

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(二)……………1

### 秋田県監査委員告示第二号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成十八年四月一日

### 秋田県監査委員

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「副主幹及び技能主任」を、「及び副主幹」に改め、同条第二項中、「主事又は技能技師」を、「又は主事」に改め、同条第四項中、「技能技師及び技能主任」を削り、同条第十三項及び第十四項を削る。

第五条第三項第四号中、「並びに児童手当の受給資格及び額の認定等」を削る。

第九条第一項中、「等」の下に、「並びに児童手当の受給資格及び額の認定等」を加える。

### 附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(862)八七六六〇〇五  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubarara@matsubararansetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄